

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和7年9月8日
担 当 課	道路建設課

契約業者名・住所	株式会社日本インシーク松戸営業所・千葉県松戸市新松戸 1-414
工事等の名称	三矢小台主水新田線（和名ケ谷）協議資料修正業務委託
工事等の場所	松戸市和名ケ谷地先
種 別	土木設計
工事等期間	契約締結日の翌日から令和8年2月27日
契約金額	2,310,000 円
工事等の概要	協議資料修正業務…一式
随意契約の理由	松戸都計道3・3・6号三矢小台主水新田線（和名ケ谷）と国分川の河川区域が重複する区間の歩道構造について、現在、河川管理者である千葉県東葛飾土木事務所と協議を行っておりますが、東葛飾土木事務所より、整備する歩道の計画河川断面に対する影響を精査するよう指示がありました。 本委託については、令和5・6年度に実施した「三矢小台主水新田線（和名ケ谷）構造物修正設計業務委託」において作成した協議資料に断面検討を追加する業務であり、また、検討結果によっては歩道構造を変更する可能性があります。 つきましては、本業務を実施する上で、東葛飾土木事務所との協議経過を含む当該路線の設計成果を熟知しており、効率的に業務を遂行することによる履行期間の短縮と併せて経費の削減が図れることから、「三矢小台主水新田線（和名ケ谷）構造物修正設計業務委託」を受託していた事業者と契約することが最も有利であると判断しました。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項6号の規定により、株式会社日本インシークと随意契約を行うものです。